

同時発表 北海道運輸局

平成30年9月7日

自動車局整備課

自動車検査証の有効期間の再伸長について（北海道全域）

～平成30年北海道胆振東部地震の被害を受けて～

平成30年北海道胆振東部地震の被害に伴い、北海道の全域において自動車検査証の有効期間を伸長したところですが、引き続き継続検査の受検が困難であるため、北海道全域において自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたのでお知らせします。

1.平成30年北海道胆振東部地震の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、引き続き継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すればよいこととなります。

対象車両

北海道に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年9月6日から17日までのもの

措置内容

自動車検査証の有効期間を平成30年9月18日まで伸長

2.なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車局整備課 加野島、森 TEL：03-5253-8589（直通） FAX：03-5253-1639
代表：03-5253-8111（内線：42427）

(参考1) 参照条文

道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)(抜粋)

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

平成30年7月豪雨の被害に伴い広島県、岡山県、愛媛県及び福岡県の一部地域に使用の本拠を有する車両について最大2ヶ月伸長

平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長

平成28年4月の熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

(参考3) 北海道運輸局札幌運輸支局長の公示

函館運輸支局長の公示

室蘭運輸支局長の公示

帯広運輸支局長の公示

釧路運輸支局長の公示

北見運輸支局長の公示

旭川運輸支局長の公示